

第24回全国健康福祉祭くまもと大会
ねんりんピック2011熊本
 平成23年10月15日(土)~18日(火)
 火の國に 燃えろ!ねんりん 夢・未来



1笑顔でウォーキングする参加者 2澄んだ歌声に感動して涙を流す人もいた 3迫力のある太鼓演奏 4全員でゴールを喜び 5パタンクで高得点を狙う 6メモを見ながら問題の答えを記入する

INTERVIEW



素晴らしい大会で優勝できてうれしい。区では横断幕を作ってくれたり、当日も応援に駆けつけてくれた。応援してくれた皆さんに感謝します。

▲入道水ひまわり会

ねんりんピック2011熊本「ウォークラリー交流大会in菊陽」が10月16日、杉並木公園で開催されました。

大会には、「高齢者の部」39チーム(195人)、「一般参加の部」37チーム(151人)の計76チーム(346人)が参加。開会式では、NHK全国学校音楽コンクールに九州代表として出場した中部小合唱部の歌や武蔵剣豪太鼓の演奏が披露され、全国から訪れた選手たちを歓迎しました。

選手たちは、コマ図を頼りにコースを歩き、途中の観察・チェックポイントで問題を解いたり、ペタンクをしたりしてウォークラリーを楽しみました。大会では、地域住民の皆さんにご協力いただきありがとうございました。

大会結果

- 高齢者の部
 - 【優勝】 入道水ひまわり会 (熊本県)
 - 【第2位】 はかたごりよんさん (福岡市)
 - 【第3位】 スマイル菊陽(熊本県)
- 一般参加の部
 - 【優勝】 ザ・アラカン
 - 【第2位】 南八久保爽やか会
 - 【第3位】 南八久保ワンアンドフォー
- 特別賞
 - 【最高齢者賞】
 - 男性 群馬県 金井 一 (86歳)
 - 女性 熊本県 鳥居千代子 (81歳)
 - 【高齢者賞】
 - 男性 熊本県 相田 幸雄 (81歳)
 - 女性 秋田県 坂谷 壽雄 (80歳)
 - 群馬県 飯塚 一雄 (80歳)
 - 福岡県 福嶋千枝子 (80歳)
 - 千葉市 古屋 和子 (79歳)
 - さいたま市 大久保慶子 (78歳)
- 【菊陽町長賞】
 - 三重県 辻井 ちづ子
 - (菊陽杉並木公園開園日と同じ誕生日6月7日)
 - 北海道 齋藤 法 (加藤清正と同じ誕生日6月24日)

年金

11月は「ねんきん月間」です
国民年金保険料納付相談会を行います

熊本西年金事務所 ☎(355)3261

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。国民年金保険料の納付相談会を役場で行います。相談会場内で、納付も可能です。また、経済的に保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除または猶予のご相談も受け付けます。必要なものを持参し、お越しください。



税

税金を納めずにそのままにしませんか
差押強化中!

STOP 滞納!

9月1日から、菊池地区内(菊池市・合志市・大津町・菊陽町)の税徴収職員が相互に各市町の徴税吏員として合同で地方税の徴収強化に取り組んでいます。

納税者の公平性を確保するため、文書や電話などによる再三の催告にもかかわらず町税を納付されない納税者に対し、これまでの預金差し押さえなどに加えて、搜索などにより納税者の動産(自動車、電化製品や貴金属など)を差し押さえることに

税務課 徴収係 ☎(232)4911

- 平成22年度滞納処分の実績 (平成23年3月31日時点)
- 不動産差押.....13件
- 債権差押(預金・国税還付金・生命保険ほか).....436件
- 差押動産公売代金.....約107万1千円

暴走大会

暴力団の排除を推進するため
「第23回熊本県暴力追放県民大会 in 菊陽」を開催します

総務課 交通防災係 ☎(232)2111

第23回熊本県暴力追放県民大会 in 菊陽

あらゆる暴力を追放し、明るく住みよい熊本の実現を目指し、「暴力団追放3ない運動」を実践スローガンとして、県民総ぐるみの暴力追放運動として開催されるものです。

- 日時 11月8日(火) 午後1時30分~午後4時
- 場所 菊陽町図書館ホール
- 内容 ①表彰など

②特別講演
 講師：株式会社宮本企画 代表取締役 宮本 照夫さん
 演題：「暴力団お断り47年！自分の身は自分で守る」

講師プロフィール
 宮本照夫(みやもと てるお)
 1938(昭和13)年、山口県生まれ。「暴力団お断り」の方針を貫き、警察と協力してこれまで100人以上のヤクザや不良客を検挙させた。現在、(株)宮本企画代表取締役。川崎、麻布十番などで焼肉店を経営する傍ら、全国で飲食店経営や暴力追放について講演を行っている。

③熊本県警察音楽隊コンサート

問い合わせ 総務課 交通防災係 ☎(232)2111

菊陽町暴力団排除条例を制定

暴力団の不当な行為が町民生活や経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることから、本町から暴力団を排除するため、基本理念などを定めた条例を制定しました。

この条例は、町や町民などの責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策などを定めており、町、町民や関係機関が相互に連携しながら、暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活の確保と経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。